

■承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第4号))

【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日付けで専決処分に付した平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算第4号について、同法同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

先の議会3月定例会で審議された平成30年度国民健康保険大正診療所特別会計補正予算第3号の決定後において、繰越事業として予定していた太陽光発電設備等整備事業の財源である二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の補助対象要件に該当しないことが確認されたことから当該事業を取りやめ、歳入歳出それぞれ70,000千円を減額補正したものです。また、これに伴い繰越明許費並びに地方債についても同様に減額をしたものです。

【補正内容】

平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第4号)第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正並びに第3表地方債補正に記載のとおり。

【説明図】

